介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項の規定によって、広島県告示第五百四十一号 期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。 介護予防短

平成十九年五月十日

広島県知事 田 Щ

平成一九年一月	二の一	社施設あいあい指定介護老人福	二の一 二の一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日	風会社会福祉法人桜
月一日平成一八年一二	○―三○	の郷 ホームひらはら	○―三○	社会福祉法人ひ
月一日平成一八年一二	〇三〇—一	短期入所生活介 の里	○三二―一 尾道市因島中庄町一	社会福祉法人あ
月一日平成一八年一二	〇三〇—一尾道市因島中庄町一	型 ボームほたるの 特別養護老人	○三二―一 尾道市因島中庄町一	社会福祉法人あ
月一日 平成一八年一二	塚一三五五—一九廿日市市上平良字郡	サ日市ケアセン	丁目六七三	ジャパン 株式会社メデカ
月一日平成一八年一一	奥一七七—一 庄原市高野町新市柏	護故郷ー高野短期入所生活介	奥一七七—一 庄原市高野町新市柏	輝会社会福祉法人東
月一日平成一八年一○	北一丁目一七一四一広島市安佐南区高取	生活介護事業所	二丁目二〇—三三 広島市安佐南区上安	光会祖祉法人慈
打 気 年 月 日	所 在 地	名称	の 所 在 地主たる事務所	名称
	17 う 事 業 所のサービス	事業を行	めサービス事業者	指定介護予防サー